

小金井市環境報告書 平成 22 年度版



(市の鳥カワセミ)

小金井市環境部

目 次

第1章 はじめに	
1. 環境報告書のねらい	1
2. 環境報告書の位置づけ	2
3. 環境報告書の構成と内容	4
4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み	6
第2章 環境啓発事業	
取り組み1	
環境フォーラム	8
取り組み2	
環境施設見学会	9
小金井市環境賞	10
第3章 基本計画の取り組みの進捗状況	
1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる	11
2. 緑を守り育てる	12
3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する	13
4. 自然環境を一体的に保全する	16
5. 公害を未然に防止する	17
6. 小金井らしい景観をつくる	18
7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる	19
8. 地域から地球環境を保全する	21
環境保全実施計画の22年度の各課進捗状況	23
第4章 市役所としての取り組み	43
第5章 環境基本計画の推進に関すること	49
資料編	
小金井市の環境の状況	50
用語解説	77
小金井市環境基本条例	82
小金井市の地下水及び湧水を保全する条例	90

表紙写真 撮影 環境市民会議会員 四元克志さん

第1章 はじめに

1. 環境報告書のねらい

この環境報告書は、小金井市環境基本条例第22条に基づき、平成22年度の年次報告書として作成するものです。

環境報告書を作成・発行する大きな目的の一つは、行政と市民がお互いの情報を共有し、コミュニケーションや協働を可能にすることです。また、情報を提供することにより、環境保全への関心を喚起し、環境保全活動をより活発にしていくことです。

また、環境報告書は、環境基本計画の進行管理という役割を担っています。計画に示された取り組みの方向に沿って、どれだけの取り組みが進められ、計画の目標がどれだけ達成されているかを明らかにすることで、取り組みの改善を図り、計画をより一層推進しようとするものです。

これらの目的から、本報告書では、環境基本計画の枠組みに沿って、次のような情報を掲載します。

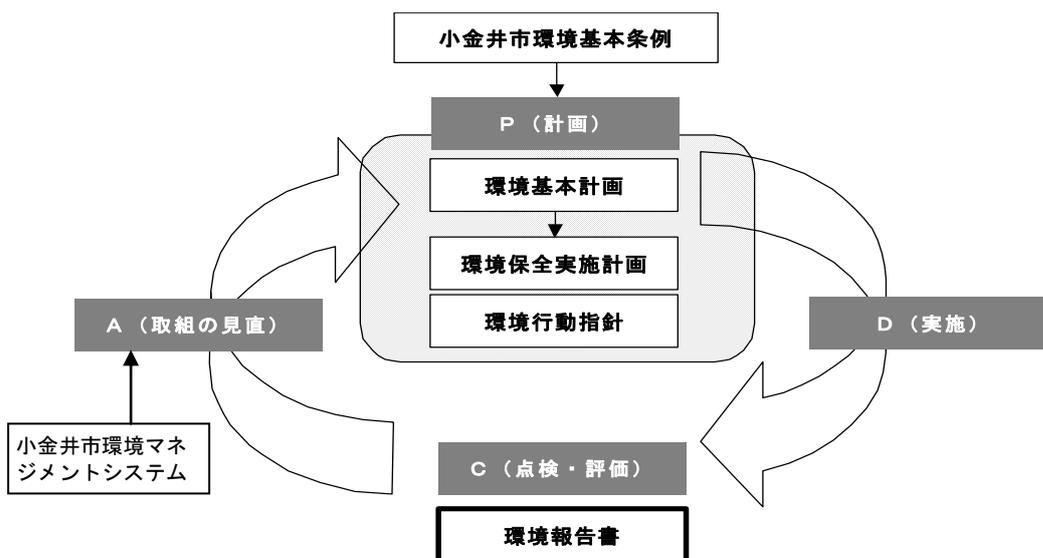
- 環境市民会議の活動状況や、その他の市民等の活動状況
- 環境の状況や課題
- 環境保全等の取り組みの状況

できあがった環境報告書がコミュニケーションの手段であることはもちろん、環境報告書の作成プロセス自体も、コミュニケーションの重要な一過程です。情報を収集したり、取り組みの成果や課題を確認するためにさまざまな主体が集まったりすることが、貴重なコミュニケーションの場と機会づくりになります。

2. 環境報告書の位置づけ

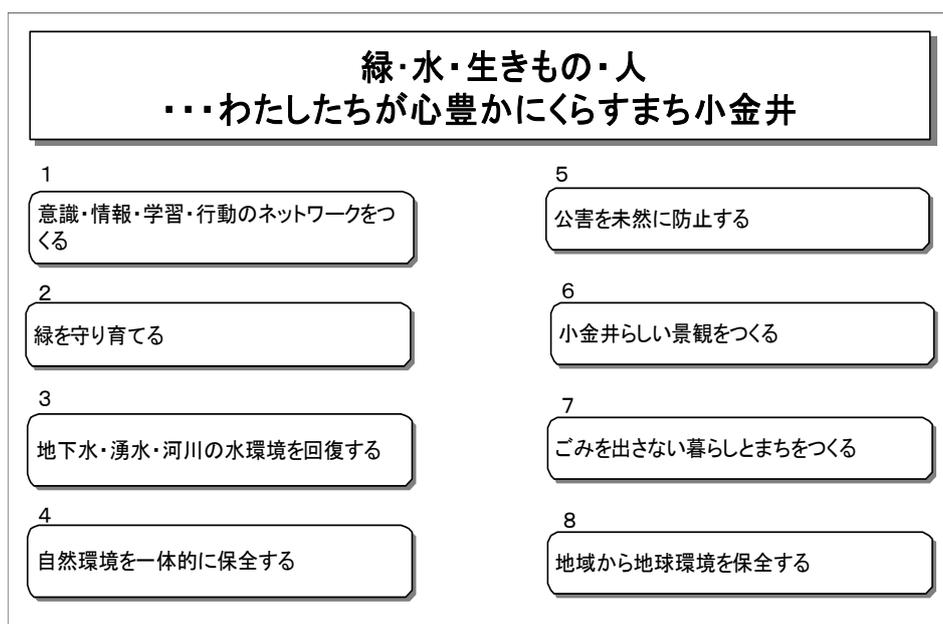
小金井市環境基本条例では、「環境基本計画」を策定すること、環境保全等の取り組みの実施状況を点検評価すること、「環境報告書」を毎年度作成・公表することなどを定めています。この環境報告書の位置づけは次のとおりです。

図 小金井市の環境保全等における環境報告書の位置づけ



また、環境基本計画に示された環境像（将来像）及び基本目標（分野別目標）は次のとおりで、この目標体系に沿って、取り組みの体系と方向が示されています。

図 環境基本計画の目標体系



小金井市環境基本条例より

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民参加により小金井市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 環境基本計画の推進に必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境保全実施計画)

第11条 市長は、環境基本計画を推進するため、小金井市環境保全実施計画を策定するものとする。

(環境行動指針)

第12条 市長は、環境基本計画に沿って、市、市民及び事業者が、環境の保全等に資する行動をとるための環境行動指針を策定するものとする。

(点検評価の実施)

第21条 市は、本条例の理念に基づく環境の保全等の取組の実施状況を点検及び評価し、今後の取組に反映するよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の実態を把握し、その低減の取組を点検するよう努めるものとする。

(環境報告書)

第22条 市長は、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

3. 環境報告書の構成と内容

1、2に示した考え方にに基づき、環境報告書は、次のような構成・内容としています。

第1章 はじめに

この環境報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取り組みの中で、本報告書がどのような役割を担っているのかを説明しています。また環境報告書をどのように作成するかについても説明しています。

第2章 環境啓発事業

環境啓発事業は、小金井市環境市民会議と小金井市の共催事業として行われています。「かんきょう」に取り組む市民、環境団体、教育機関、企業の方々となぐ場として行っています。

第3章 取り組みの進捗状況

環境基本計画第3章には、小金井市の環境の保全・回復・創造のために進めるべき取り組みの方向が体系的・網羅的に示されています。この体系に沿って、環境の状況や取り組みの状況を報告します。

上記の取り組みは、市が進める施策事業の計画を示す環境保全実施計画でお示しています。

第4章 市役所としての取り組み

市役所は、自ら事業者として事務事業活動（オフィス活動や公共事業など）を行っています。市役所は率先して環境保全活動を進め、地域における事業者や市民の行動を促す責任があることから、市役所の活動に伴って発生する環境負荷の状況や、市役所が行っている環境負荷の軽減努力について報告します。

第5章 環境基本計画の推進に関すること

環境基本計画では、計画を確実に実施していくために、第5章「計画の推進」で、さまざまな方法や手段を示しています。環境保全・回復・創造のための直接的な事業ではありませんが、これらの方法や手段が確実に実施され、効果的に運用されていくことは、市域の環境保全等を進めていくうえで大変重要です。そのため、環境基本計画に示されている計画の推進体制、財源、基金、指標、行動指針、環境マネジメントシステムなどについて状況をチェックし報告します。

資料編

市の環境に関するデータ等を掲載します。

用語解説

環境報告書に記載されている用語の解説です。

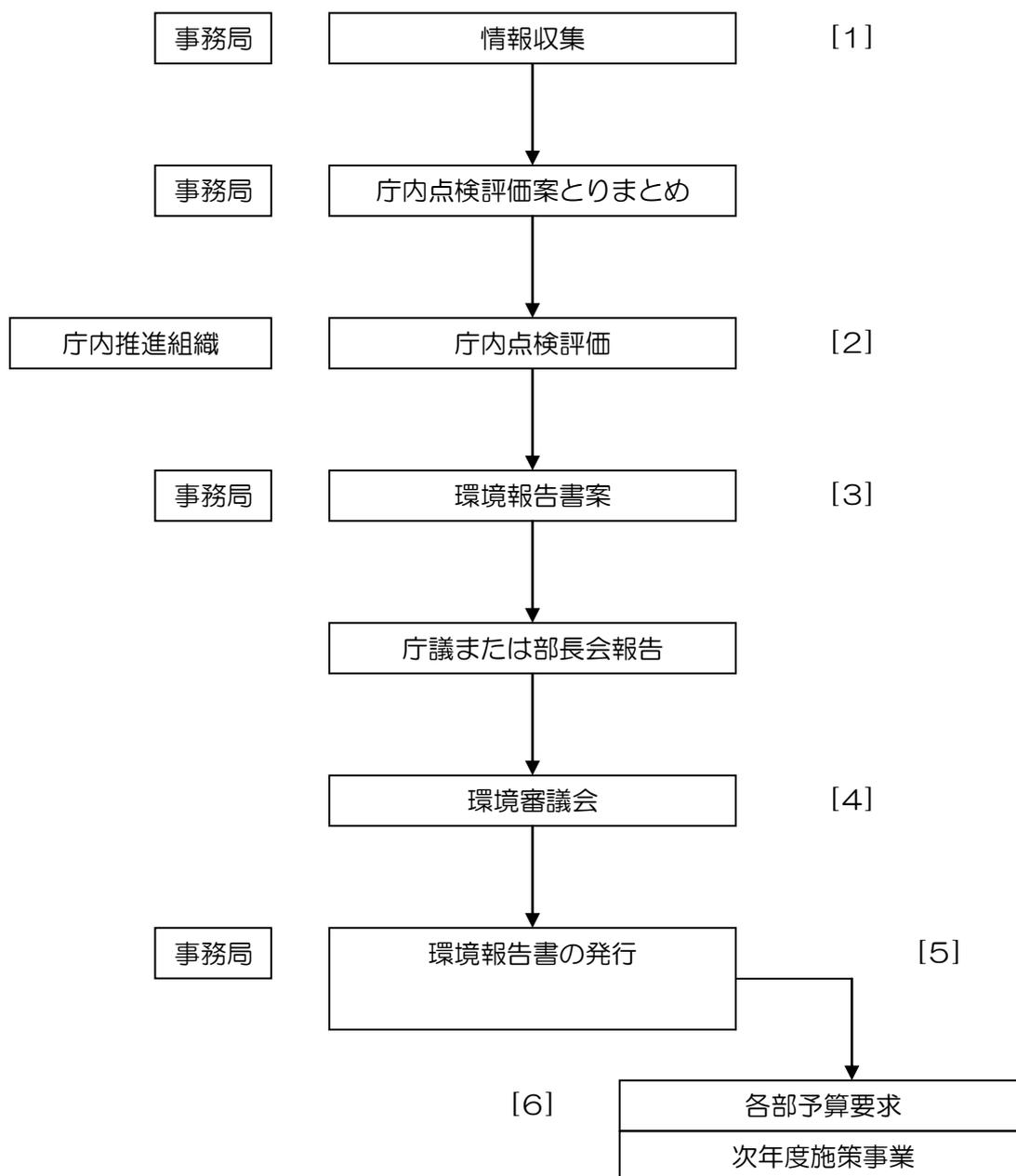
市の環境に関する条例

小金井市環境基本条例 小金井市の地下水及び湧水を保全する条例

4. 環境報告書の作成と報告書を活用した点検評価の仕組み

環境報告書の作成手順と、報告書を活用した環境基本計画の点検評価の仕組みは次のとおりです。

図 環境報告書作成の流れ



- 〔1〕 市（事務局：環境政策課）で、必要な情報を収集し、とりまとめます。
 - 指標に基づく環境現況及び取り組みに関するデータ
 - 市の各部局の施策事業の実施状況
 - 重点的取り組みの進捗状況
 - 市以外の市民団体、教育機関、事業者等の活動状況
- 〔2〕 上記〔1〕の報告を受けて、環境基本計画推進本部（庁内推進組織）で、環境基本計画に基づく取り組みの進捗を点検評価します。
- 〔3〕 収集した情報と市の点検評価結果から、環境報告書案をまとめます。
- 〔4〕 環境報告書案や、案に対する市民意見などを環境審議会に提示し、環境審議会は、環境の状況や取り組みの実施状況を評価します。
- 〔5〕 環境審議会の評価を反映させた環境報告書を発行します。
- 〔6〕 環境審議会の評価結果を、市の各部局に伝え、各部局では次年度の予算要求・施策事業に反映させます。

第2章 環境啓発事業

平成17年度から、小金井市環境基本条例第27条にある小金井市環境市民会議と協働で3つの環境保全に関する啓発事業を開催しています。

今年度の取り組みを紹介します。

取り組み1

環境フォーラム（きらめきひらめき環境まつり 2010）

とき：平成22年12月4日（土）5日（日）

会場：東京学芸大学環境教育実践施設

主催：小金井市環境市民会議、東京学芸大学、小金井市

協賛：小金井市商工会

2010年のかんきょう博は『きらめきひらめき環境まつり』とその名称も改め、より広く一般の方々に環境啓発をアピールすべく開催されました。今回は、従来の「展示+シンポジウム」という形式がそろそろマンネリ化してきたこと、それに展示する市民グループにも参加のメリットが分かりにくい、など前年のかんきょう博で挙げた問題点に対する反省から、会場の東京学芸大学のサークルを中心とした若いグループ、それに小金井の伝統芸能・貫井囃子など、直接的な「環境」というキーワードに「地域をつなぐもの」、「環境の異なる視点」や「コミュニティのありかた」など多彩な要素を加えた世代や、許容範囲に広がりを持たせたイベントを試みました。

大学サークルは、音楽や、子供との関わりや地域農業振興など彼らの興味が正直に表れていて、また、以前小金井工業高校（現・都立多摩科学技術高等学校）で教鞭を執っていた佐藤昌史が現在教えている杉並工業高校の学生さんたちを連れてバイオディーゼル自動車のデモンストレーションを行ったり、シンポジウムに関しては子どもと親を対象にした市内で様々な活動を繰り広げている方々による「子供を取り巻くコミュニティと未来」、現在市と市民が協働で企画・立ち上げを目指しているエコ・ハウスについての説明会、大学生を対象にした環境についての討論企画「ぶっちゃけ！ガクセイ意見交換会」といったものもありました。

また、前述の「環境の異なる視点」とは、市内で活動するアート啓発のグループが、会場内のあらゆる音を採取し、アーティストによる音の再構築、それに口琴を演奏する市内在住のアーティストによる公演でした。

今回も食は充実しており、地域産と有機食材を中心としたエコ・キッチンや、小金井ドリンクバー・国分寺のコミュニティ・レストランのお弁当が販売されました。

また、印象的だったのは夜開催のシンガーによるライブで、暗闇の中、私たちのまちや、環境について考えさせられるメッセージが込められた歌を聴きながら、初冬の凍てついた

空気も暖かく感じた素敵な夜でした。（入場者 500 名 / 2 日間）

取り組み2

環境施設見学会（かんきょうフィールドワーク）

とき：平成23年3月5日（土）

場所：東京電力富津火力発電所

環境問題に多くの市民が関心を寄せる中、わが国は総エネルギー需要に占める電力需要の割合や一人あたりの電力消費量が主要先進国の中でも高い水準にあります。

市民の多くは電気がどのように生産されているのかを知らないのが現状で、電力生産の現場において、安定的なエネルギー生産用資源の確保、わが国の環境特性を配慮した生産方法の確立がどのように行われているのかを知ることが、エネルギー問題を考える上で必要不可欠ではないでしょうか。

去る3月11日には東北地方太平洋沖地震が起こり、福島第一原子力発電所が被害にあり、本市では計画停電が実施され、電気利用について生活の中で常に意識せざるをえない事態になりました。

私たちは震災のわずか6日前に生産現場を見るべく、公募市民を含む総勢21人（男性16人、女性5人）で、東京電力富津火力発電所ならびに付属施設「新エネルギーパーク」を訪問いたしました。

施設に到着後「新エネルギーパーク」のホールにて「エネルギー」に関する基礎知識を説明する映画を鑑賞し、電気に関する様々な展示を観ました。また、屋外ではソーラークार्ट（太陽光を蓄電して走る車）の試乗を体験いたしました。

「火力発電設備」の見学は、構内をバスで周回し主要な設備の説明を受けながら行なわれますが、受入れ側の都合で発電設備の心臓部である「中央司令室」や「タービン建屋」には立ち入ることが出来ませんでした。当日は専門職員が不在で、環境・技術などに対する専門的な質疑応答の機会が持てなく少々残念でしたが、発電の大まかなプロセスを理解するには解り易いプレゼンテーションでした。

人類が経験した最大の危機に現在我国は直面しております。厳しい現実は何だけ続くのかは分かりませんが、これを機会に環境市民会議では、いずれは枯渇する化石資源の利用はどうあるべきか、原子力の利用は如何にあるべきか、新エネルギーの利用はどのように創造するのかをテーマとすべきではないでしょうか。

皆様にはアンケートをお願いいたしました。エネルギー問題に関心をお持ちの方が多く驚きました。

小金井市環境賞

市では、小金井市環境基本条例が制定された、平成15年度を環境元年と位置づけ、環境活動に功績のあった市民、市内の団体または事業者の表彰を行っています。

小金井市環境賞受賞団体（者）一覧

	年 度	受 賞 者(団体・個人)
第1回	平成15年度	野川ほたる村
第2回	平成16年度	都立小金井工業高校整美委員会・少林寺拳法部
第3回	平成17年度	阿部 正敏さん
第4回	平成18年度	株式会社 武蔵野
第5回	平成19年度	グリーンサム小金井
第6回	平成20年度	みどり剪定サークル 市立小金井第二中学校生徒会・整美委員会
第7回	平成21年度	はけの森調査隊
第8回	平成22年度	法政大学環境系総合サークル「H・E・L・P！」

平成22年度小金井市環境賞は、法政大学の「H・E・L・P！」に決まりました。

「H・E・L・P！」は容器を洗って再利用するディッシュ・リターン・プロジェクト（DRP）を長年にわたり実施し身近なところから地球環境を守ろうと活動を続けています。

第3章 基本計画の取り組みの進捗状況

1. 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる

市内では、学校、大学、市民団体をはじめとし、さまざまな団体や機関が、環境学習や環境保全に取り組んでいます。それらのさまざまな主体の連携をはかり、小金井らしい創造的な環境保全活動を一層進めていくことが今の課題です。そのために、小金井市環境基本条例で大きな柱の一つとされている「環境学習」に全市で取り組み、また環境保全の活動を行っている団体をつないだり、さまざまな主体の力が最大限に発揮されるようにコーディネートしたりしていきます。また、これらのことを支えるために、情報を誰もが活用しやすい形での情報発信や、情報を行動に結びつける工夫を行います。

1-1 環境学習の推進

小金井全体で環境学習を進めていくために、環境学習に携わっている教育関係者、研究機関、活動する団体や個人、行政、学校、公民館などをつなげます。それらの主体が中心となって、小金井らしい環境学習の構想や計画をつくり、体験や技術・技能を重視したプログラムづくりや人材育成を進めます。

1-2 パートナースhip・ネットワークづくり

さまざまな団体や個人の活動をつなぎ、ネットワークを活かしてより大きな動きをつくっていくためのコーディネート機能を重視します。市が自らコーディネート機能を担うとともに、コーディネーターの養成や支援も行います。また、広域的な連携による環境保全にも取り組みます。地域の課題を地域自らが解決していかれるよう、地域コミュニティの活性化や、地域コミュニティと市民活動団体との連携などを進めます。

1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

1-1 環境学習の推進に関連する取り組み	
学校教育部指導室	環境副読本「こがねい」の作成
1-2 パートナースhip・ネットワークづくりに関連する取り組み	
環境部環境政策課	小金井市環境市民会議との共催事業による取り組みを行っている。①環境フォーラム（かんきょう博覧会）②環境施設見学会

*この取り組みの内容は、環境行事の取り組みに掲載しています。

2. 緑を守り育てる

緑に恵まれた小金井ですが、農地・宅地などの緑が減少を続けており、あらゆる方策を活用しながら残していかなければなりません。また、公園や樹林地を適切に管理することや、植樹や施設緑化などにより新しく緑を増やしていくことも、これからの小金井の大切な課題です。緑を守り育てるためには、全ての主体が協力しあって進めることが必要で、そのために市全体の緑の保全方針を早期に明確にすることが不可欠です。

2-1 緑の保全

大規模な公園緑地など持続性が保証された緑地の適切な管理や整備を行います。

私有地の緑は、相続の発生などにより急速に減少していくおそれがあります。また、公園や樹林地などで管理が十分行われていないところもあります。重点的に保全すべき緑など保全方針を明らかにし、さまざまな指定制度の活用や、公的資金・市民の寄付などによる買い取り、市民による維持管理の参加・支援などを組み合わせて緑を守っていきます。条例や計画など市独自の緑の基準づくりも検討します。

2-2 緑の創造

新たな公園整備、敷地や建物の緑化などを進めます。緑化にあたっては、緑の連続性、水との一体性の確保、地域の生態系に望ましい植物種を選ぶ配慮などを重視します。緑化の努力に対する助成や表彰なども行っていきます。

2-3 まちづくりにおける農の活用

農業者や農業団体、農業委員会、市民などが連携して、農をまちづくりの中に位置づけ、農業者が長期的な展望とやり甲斐をもって農業を続け、市民も緑の保全、地下水涵養、安心でおいしい食糧の確保、土にふれる機会を得るなどの様々な恵みが受けられるようにします。

農業者と一般市民との顔の見える関係を大切にしながら、農業の担い手の支援・育成や、援農や交流の仕組みづくり、営農の継続が難しい農地の市民農園や公園化などに取り組みます。

また、在来品種の保存に取り組み、生物多様性と地域の文化の保全を目指します。

2 緑を守り育てる項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

2-1 緑の保全に関連する取り組み	
環境部環境政策課	環境保全緑地・保存樹木の指定（環境保全緑地は、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」の規定に基づき、緑地に指定した土地所有者と緑地保全協定書を締結し、助成措置を講じて保全を図るものです）
市民部経済課・	伝統ある植木と苗木の生産振興と緑化促進への理解を深めていた

農業委員会	だくため、苗木の配布を行いました。
-------	-------------------

2-2 緑の創造に関連する取り組み	
学校教育部庶務課	市立本町小学校の校庭の芝生化を行っています。芝生化により、ヒートアイランド対策及び緑化対策に加え、環境学習や地域のコミュニティ形成につながっています。
環境部環境政策課	都から土地取得を行った梶野広場を平成22年度に都市公園（梶野公園）として整備しました。

2-3 まちづくりにおける農の活用に関連する取り組み	
市民部経済課・ 農業委員会	市民農園や体験型市民農園を設置することで農地の保全、農地の活用を行い、簿記講習会や認定農業者の補助事業を実施し、担い手の支援や育成を行いました。また、地元野菜を使った料理教室や小学生を対象としたジャガイモ、サツマイモの収穫体験は、食の大切さを学ぶ事業として実施しました。

3. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する

緑とともに水にも恵まれた小金井ですが、現代の急速な都市化は、水の水循環に大きな障害を生じさせています。湧水量の減少と下水道の普及があいまって河川の水量が減少し、また、かつて市内にはりめぐらされた用水路は、都市化のもとでその機能が低下し、通水が停止されています。河川の水質では、一定量以上の降雨時に下水の越流水が排出され河川を汚すという問題が残されています。

環境基本計画の水に関する第3章第3節は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づく「地下水及び湧水の保全・利用に係る計画」を兼ねており、専門家の調査や提言に基づいて具体的な施策や取り組みの方向を示しています。水循環の仕組みを理解し、小金井の水辺のあり方や、水利用のあるべき姿を考えながら、水循環の回復・実現に向けたこれらの施策や取り組みを実践していきます。

3-1 地下水・湧水に関する現況把握

地下水・湧水の保全を進めるために、水循環の仕組みや水環境の現況を把握します。地下水位、地下水の流れ、地下水脈、湧水の湧出量や水質、野川の水量や水質、井戸の状況などについて定期的・継続的なモニタリングの体制を整えます。また、地下水の流れを把握するための観測井を設置します。

調査・収集したデータをもとに、市域の水収支の把握と分析を行って水環境保全の方策検討に役立てるとともに、データや専門家による調査結果などはわかりやすい形で公開・活用していきます。

3-2 地下水・湧水の保全

地下水・湧水を保全するために、雨をできるだけ地下に浸透させて、地下水を涵養し、地下水位を確保します。そのための方策として、雨水浸透ますをはじめとする浸透施設の設置促進とその効果検証、農地や緑地の保全、雨水貯留、下水道に流れ込む雨水量の把握と削減、用水路の復活などに取り組みます。また、地下構造物の建築によって地下水の流れが妨げられることがないように、法律や「小金井市地下水及び湧水を保全する条例」に基づき地下水影響工事のチェックを確実にを行います。また湧水涵養域を明らかにして保全施策を検討していきます。

さらに地下水の水質を保全するために、地下水の定期的・継続的な調査・監視を行うとともに、地下水質に影響を与えるおそれのある事業活動などに対する監視・規制や指導を徹底します。

3-3 河川環境の保全

野川、仙川、玉川上水などの河川や用水の親水性を高め、生きものの生息環境を保全するために、安定した流量と水質を確保します。河川流量の確保には、雨水の地下浸透や、雨水を河川に直接流入させる、玉川上水から砂川分水・小金井分水に用水を導入する、市民が雨水浸透や節水に取り組むなどのさまざまな方策を検討・実施します。水質では、下水道の合流改善や、国・都・近隣自治体と協力した玉川上水の高度処理水の水質改善さらに河川水等の利用に取り組みます。また流量確保や水辺生態系の保全により自然の浄化能力を維持・回復します。

3-4 地下水・湧水生態系の保全

国分寺崖線（はげ）に沿って分布する湧水から安定的に水が湧き出し、湧水生態系独特の生きものも生息し続けられるよう、はげの緑地を重点的に保全し、地下水の流れを確保します。湧水や野川に生息する生きものの調査を行い、野川等の自然再生を進めます。

3-5 水の循環的利用

水の大切さや水循環の仕組みについての普及啓発を進め、家庭や事業所等での節水を促進します。また公共施設や大規模施設での中水利用や、市民のアイデアを活かした雨水利用の実践などを進め、上水利用をできるだけ抑えます。地下水の利用は、保全を図りながら、おいしい水道水や災害時水源として利用し続けていかれるように、利用した分を補うだけの地下水涵養や、井戸の適正管理を行います。

3-6 市民等の啓発と連携

地下水や湧水の保全には、市民の参加・協働が不可欠であるため、地下水や湧水に関するわかりやすい情報提供や、市民参加のモニタリング、学習・保全活動により、市民の地下水に対する関心や理解を高めながら、保全活動を広げていきます。

3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する項目の中での各課の関連する取り組みを紹

紹介します。

3-1 地下水・湧水に関する状況把握に関連する取り組み	
環境部水道課	定期的に水質の検査を行い、「安全なおいしい水」を届けています。 (毎月点検)
環境部環境政策課	地下水調査を行っています。井戸14地点、湧水1地点を年4回測定しています。調査項目は、有機塩素化合物3種類を調査委託しています(資料参照)。また小金井市環境市民会議と協働で、市内の井戸の水位観測を行っています。

3-2 地下水・湧水の保全に関連する取り組み	
環境部下水道課	雨水浸透施設等設置の促進を行っています。(昭和63年9月に施設設置の技術指導基準を作成し、その後市民の協力のもとに設置が行われました。また、平成5年から昭和63年9月前の建物(既存建物)についても助成制度による設置が行われ、平成20年2月末日現在で設置率は設置可能軒数の50%を超えました)
環境部水道課	飲料水や地下水の情報提供を東京都ホームページで行っています。また、梶野浄水場・上水南浄水場の施設見学を行っています。
環境部環境政策課	平成17年度から地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に対する指導を行っています。

3-4 地下水・湧水生態系の保全に関連する取り組み	
環境部環境政策課	市内3か所で湧水の生きもの観測を行っています。(資料参照)

3-5 水の循環的利用に関連する取り組み	
環境部水道課	日常生活や事業活動における節水への普及啓発を行っています。 (水道週間行事「水道なんでも相談」を実施)
環境部環境政策課	市民等取り組みの支援で、雨水タンクの補助金制度を行っています。(資料参照)
各施設	市施設に雨水貯留施設を設置しています。(西庁舎・東小金井駅開設記念会館・前原暫定集会施設・中間処理場事務所棟・前原小学校・緑小学校・上水公園管理棟・公民館貫井南分館・さわらび学童保育所・まえはら学童保育所)

3-6 市民等の啓発と連携に関連する取り組み	
環境部環境政策課	平成18年から環境市民会議地下水調査部会との市内の井戸(水

	位)・湧水(流量)調査を行っています。
--	---------------------

4. 自然環境を一体的に保全する

小金井市では、東西に、水辺と一体になった緑が帯状にのびていますが、南北の緑や水のつながりは不足しており、また、かつてあった湧水や用水とその周辺の緑も、次第に減少しています。生態系としての価値や、自然とのふれあいの質を高めるために、緑や水にまとまりや連続性をもたせることが大切です。これまでも市のさまざまな計画にすでに示されてきた水と緑のネットワーク構想を実現させること、野川の自然、急速に減少している屋敷林の保全などが、そのための大きな課題です。

4-1 自然環境の保全

大規模公園や緑地、住宅の緑、用水路や湧水など緑と水を一体的に保全し、連続性を確保します。小金井の水路の復活と周辺の緑化など、南北を結ぶネットワークづくりに重点的に取り組みます。

4-2 生物の多様性の保全

大規模公園などの面的にまとまった緑、国分寺崖線(はげ)などの帯状の緑、屋敷林や農地などの点的に連続した緑を保全し、中でも緑と水の一体性がある地点を重視します。

学校ビオトープなど生息空間を新たに増やす努力や、野川等の自然再生をさまざまな主体で意見を出し合いながら進めます。団体との連携や市民参加により、動植物の実態を調査し、調査結果をもとに、動植物に配慮した河川や緑地の管理を実施したり、市民の動植物保護に対する意識啓発、参加を促します。

4-3 人と自然とのふれあいの確保

緑や水に親しめる散歩道の整備や、自然にふれる環境学習プログラムやイベントの企画など、自然の保全と人とのふれあいの場や機会を設けて、市民が良好な自然を享受しながら、環境への関心や愛着を深めていけるようにします。

4 自然環境を一体的に保全する項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

4-1 自然環境の保全に関連する取り組み	
都市整備部道路管理課	用水路の遊歩道化を行っています。

4-2 生物の多様性の保全に関連する取り組み	
環境部環境政策課	野川の自然再生事業(野川自然再生協議会との連携) 22年度野川第一・第二調節池で生物調査を行っています。 市内3カ所(滄浪泉園、貫井神社、美術の森緑地)で水生生物等調査を行っています。(資料参照)

4-3人と自然とのふれあいの確保に関連する取り組み	
環境部環境政策課	野川の自然再生事業（野川自然再生協議会との連携） 自然再生法により野川に復活した田んぼを通じて、環境の大切さを伝えています。

5. 公害を未然に防止する

市では目立った公害は発生していませんが、一部、道路騒音や地下水水質などで環境基準を超過しており、また、住宅と事業所の近接地域で騒音や悪臭の苦情が発生するなどの生活型公害は少なくありません。

行政や事業者等が、それぞれ監視・測定や規制・指導、発生抑制など公害の未然防止に向けて必要な措置をとることや、公害が発生した場合に迅速で的確な措置がとれる体制を整えておくことに加え、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションなどによる有害化学物質対策も必要です。

5-1 公害対策

大気や土壌の汚染、水質の汚濁、騒音など、環境基準が定められた公害について監視・測定を継続的に行います。都の助成制度等を活用した防止対策や、発生源に対する適切な規制や指導を進めます。また、生活型の公害に対処するために、苦情相談機能や健康の影響などに対する相談も充実させます。

5-2 有害化学物質対策

規制・未規制を問わず有害化学物質の環境影響を未然に、そしてより効果的に低減していくために、P R T R法や都の環境確保条例に基づき、事業者による使用化学物質の適切な管理と情報提供を促します。また、環境リスクに関する正確でわかりやすい情報の提供や問い合わせ・相談対応の充実、各主体間のリスクコミュニケーションを促進します。市が行う清掃事業の管理運営等では、情報公開や双方向コミュニケーションに努めます。

5-3 ヒートアイランド対策

小金井市内でも、緑地や裸地が減少し舗装面や建築物が増大した地区でヒートアイランド現象が実感されるようになってきているため、観測地点を定めてモニタリング体制を整えます。ヒートアイランド現象の防止や緩和に向けて、緑地・水面の確保や、コンクリート、アスファルト舗装などの見直しに取り組みます。

5 公害を未然に防止する項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

5-1 公害対策に関連する取り組み

環境部環境政策課	大気質の監視・測定（二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント）の定期的な測定を行っています。（資料参照）
都市整備部交通対策課	CoCo バス（天然ガス車）の運行。公共交通不便地区に CoCo バスを運行し、自家用自動車等の使用を抑制します。

5-2 有害化学物質対策に関連する取り組み	
環境部環境政策課	有害化学物質等の情報を提供しています。
5-3 ヒートアイランド対策に関連する取り組み	
環境部環境政策課	生け垣造成奨励金。生け垣を設置する市民の方に奨励金の交付を行っています。

6. 小金井らしい景観をつくる

「小金井らしい景観」について、多くの人の合意した共通理解はありません。小金井らしい景観は何かを市民とともに考えながら、その景観の実現に向けた取り組みを検討・実施します。そのような中で、国分寺崖線（はげ）や農地、屋敷林の緑の減少や、それらの自然とのつながりの中でつくられてきた有形・無形の文化遺産が消えていくことに対する対策が急がれます。

駅付近などの新たな開発や建築では、小金井らしい景観を守り、環境負荷の少ない施設整備を進めていくことが課題です。

6-1 小金井らしい景観の確保

小金井らしい景観とは何かについて話し合い、明らかにしていきます。多くの市民が小金井らしさを感じる国分寺崖線（はげ）や農地、屋敷林など環境保全機能にもすぐれた要素を景観資源として位置づけ、まちづくりの中での保全活用を検討します。まちの美化や、まちや河川の清掃などをより一層進めます。

6-2 歴史的文化的遺産の保全

玉川上水、小金井桜や五日市街道に代表される歴史的風致や、古道・石仏・古木などの文化的遺産、民間信仰や年中行事などの無形の遺産に親しむ機会を設けて保全・継承をはかり、さらにまちづくりの中で積極的に景観形成や環境学習などに位置づけて、地域や活動の活性化を図ります。

6-3 環境と共生する都市づくり

環境に配慮した都市整備が進むよう、まちづくり条例の中に環境配慮指針を定めたり、開発や建築に際しての規制・誘導施策の検討や、環境影響評価の実施を行います。建物の

新築・増改築では、省エネルギーシステムや水の循環的利用をはじめとする環境に配慮した施設整備を促進します。特に公共施設や民間の大規模プロジェクトでの導入を進めます。

6 小金井らしい景観をつくる項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

6-1 小金井らしい景観の確保に関連する取り組み	
環境部ごみ対策課	ポイ捨ての防止など普及啓発、環境美化の促進を行っています。(路上禁煙地区での禁煙広報物の設置、駅頭においてマナーアップキャンペーンの実施を行っています)
6-2 歴史的文化的遺産の保全に関連する取り組み	
生涯学習部生涯学習課	市指定文化財登録数21件

6-3 環境と共生する都市づくりに関連する取り組み	
都市整備部まちづくり推進課	まちづくり条例の運用
環境部環境政策課	環境に配慮した公共施設整備の促進(施設改修工事等の際して、環境に配慮した物を使用し、省エネルギーの電気機器等、また多摩産木材等の使用を推進しています)また、雨水利用について雨水タンクの助成を行っています。

7. ごみを出さない暮らしとまちをつくる

市では、市民の協力によりごみ減量や分別が進められてきました。燃やすごみは減少し、燃やさないごみや資源の回収量は増加しています。最終処分場の残余容量には限りがあり、また小金井市の中間処理場は老朽化しており、本市の可燃ごみを処理する焼却施設は平成19年3月に稼働停止しました。ごみ処理・処分は環境負荷が生じる一方で、市税収入の1割以上という莫大なコストをかけて行われています。ごみ減量をさらに進めるためには、各家庭・事業所などのごみ減量努力と、ごみになるものを作らない・売らない・買わない社会的な仕組みづくりが必要です。

7-1 ごみを出さない

廃棄物の減量のためには、不要なものは生産しない、販売しない、買わないという生産者・事業者・消費者それぞれの取り組みが不可欠です。レジ袋やトレーなどの容器包装の削減を、市・市民・事業者の協力で進め、ごみ処理やリサイクルのコストの適正な負担の仕組みを検討・実現していきます。衣食住のあり方や生活時間の使い方など、ライフスタイルを見直していくことも、ごみ問題の根本的な解決に向けて必要です。

7-2 資源循環の推進

リユース・リサイクルを促進するために、製品や販売店に関する情報を提供したり、地

域全体での取り組みを考えていきます。分別排出・回収を進め、品目ごとに適切なリサイクルルートを構築し円滑に運用するとともに、市民にとってリサイクルが目に見える仕組みづくりなどを工夫します。市自らのグリーン購入を進め、販売事業者や市民に対しては、環境ラベリング制度やエコストアなどの方法を活用して、情報提供や普及啓発を行います。

7-3 適正な処理

環境負荷の少ない処理・処分技術の導入や低公害収集車両の導入などにより、収集運搬・中間処理・最終処分の環境負荷をできるだけ減らします。特に、有害物質の適正な処理・処分を徹底します。

7-4 有機系廃棄物の循環利用

一般廃棄物で大きな重量比を占める生ごみについて、肥料化を進めます。その肥料を地域の農業者が使用し、収穫した農産物が生ごみの排出者である市民等に還元される仕組みづくりにも取り組みます。また、剪定枝・落ち葉についても、資源として循環利用する事業に取り組みます。

7 ごみを出さない暮らしとまちをつくる項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

7-1 ごみを出さないに関連する取り組み	
環境部ごみ対策課	ノーレジ袋デーの実施。マイバック持参の奨励。リサイクル推進協力店（8店舗）の認定を行っています。（リサイクル推進協力店は随時募集中です）

7-2 資源循環の推進に関連する取り組み	
環境部ごみ対策課	集団回収事業の奨励 ごみゼロ化推進会議の設置
市民部経済課・ 農業委員会	地域ブランド、リサイクル堆肥の普及推進。（物を大切にできる精神と再利用を促し省資源化を推進する。また、農産物を活用したブランド作りを推進します）
環境部環境政策課	グリーン購入の促進（資料参照）

7-4 有機系廃棄物の循環利用に関連する取り組み	
環境部ごみ対策課	生ごみ処理機購入費補助制度。また、市内の小中学校に生ごみ処理機の導入をしています。この処理機で生成された堆肥から肥料化を行い、有機原料として生産した肥料を、市民に配布しています。

8. 地域から地球環境を保全する

私たちの暮らしは、「衣」「食」「住」どれをとっても、生産から廃棄までが小金井はもとより日本各地、さらに海外の社会や環境と深く結びついています。そのような結びつきを理解し、地域社会の中で地球環境に配慮したライフスタイルや事業活動を行います。中でも、地球温暖化防止が大きな課題です。

8-1 地球温暖化の防止

地球温暖化防止のために、日常生活や事業活動における省エネルギーや効率的なエネルギー利用、新エネルギーや自然エネルギーの導入を促進します。また、CoCo バスなど公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車で移動しやすい道づくりなど自動車に依存しないまちづくりを進めます。市や地域全体で温室効果ガス削減を進めるための計画を策定・実施します。

8-2 オゾン層の保護

オゾン層保護のために、現在使用されているフロンの適正な回収・処理を促進するとともに、代替物質への変換を促します。

8-3 その他の地球環境保全

小金井における生活や事業活動が、小金井から遠く離れた地域で、何らかの地球環境破壊につながっていることも考えられます。広域的・国際的な視点で自らの行動を見直し、対策を実行する仕組みをつくります。熱帯林保護のため、公共施設における熱帯材使用の抑制や、多摩産木材の使用を進めます。国際交流を進めている地元大学と連携して自分たちの活動について情報発信したり、小金井を訪問・滞在する外国人と環境問題を通して交流するなど、環境問題を通じた国際交流に積極的に参加します。

8 地域から地球環境を保全する項目の中での各課の関連する取り組みを紹介します。

8-1 地球温暖化の防止に関連する取り組み	
都市整備部交通対策課	CoCo バスの運行（平成22年11月累計利用者600万人突破）
都市整備部まちづくり推進課	住宅増改築資金融資あっせん制度
総務部管財課	庁舎内における省エネルギーの推進（夏季28度、冬季19度を目標に調整）
環境部環境政策課	小金井市地球温暖化対策地域推進計画を作成 平成22年度に地球温暖化対策実行計画市役所版を改定（資料参照） 平成22年度に緑の基本計画を改定

第3章 取り組みの進捗状況

各施設	太陽光発電設置施設（栗山公園健康運動センター・東小金井駅開設記念会館・上水公園管理棟・市営テニスコート場・くりのみ保育園・わかたけ保育園・第二小学校・障害者福祉センター・中間処理場事務所棟・さくら保育園） 風力発電設置施設（上水公園管理棟・くりのみ保育園・第二小学校・中間処理場事務所棟・さくら保育園）
-----	--

8-3 その他の地球環境保全に関連する取り組み	
環境部環境政策課	小金井市環境行動指針の啓発。（市民、事業者、市の環境に配慮した行動をお示ししています）環境フォーラム（かんきょう博覧会）地元大学等との連携した情報交流の推進
各施設	多摩産木材使用施設（はけの森美術館喫茶棟・三楽健康広場・中間処理場事務所棟・萌え木ホール・さわらび学童保育所・まえはら学童保育所）

以上の8項目からなる環境基本計画の項目に基づき、各課が進める施策事業を環境保全実施計画で表しています。

環境保全実施計画の22年度の各課進捗状況

環境基本計画体系	取組の方向性	事業の具体的内容	課名	22年度実施状況	具体的内容（数量等の実績）・検討課題・自己評価等
1 意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる					
1-1 環境学習の推進					
1-1-1 学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を進める	学習の場、人材、情報のネットワーク化と連携を進める。	環境博等で行っている。	環境政策課	継続	環境博を通じ市内の大学・参加団体と連携を図っている。
	市民の自主的活動を支援する。	社会教育関係団体登録・出前講座	生涯学習課	継続	出前講座全54回（対象の課のうち環境政策課関係0回）
1-1-2 環境学習の構想・計画をつくり、進める	環境学習を行う人材登録と提供をする。	人材の把握に努め、学校に紹介する。	指導室	継続	環境市民会議を通じて学校へ人材を紹介した(1名)
	環境学習を行う人材登録と提供の仕組みづくりをする。	人材、団体の把握に努める。	環境政策課 生涯学習課	継続	市民講師の登録・紹介（生涯学習課）
	学習活動のリーダーやコーディネーターとなる人材育成をボランティア登録制度などにより支援をする。	人材の把握に努める。	生涯学習課	継続	市民講師の登録・紹介
	環境学習関連資料の提供をする。	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	継続	前年度までに学校へ配布済の環境副読本CDを活用するための消耗品を学校へ提供した
	環境学習関連資料の整備・提供をする。	環境政策に関する蔵書を整える。	図書館	継続	選書基準に基づき、環境政策に関する資料を蔵書しているが、冊数までは把握できていない。
	環境教育推進にかかわる教員の研修会を開催する。	環境教育推進委員会の開催	指導室	継続	年3回実施、延参加人数54名

第3章 取り組みの進捗状況

	体験学習や観察会・講座を開催する。	成人大学、成人学校、子ども体験教室	公民館	継続	実績： ○本館子ども体験講座（野川の生き物観察など）延参加105人、○緑分館成人大学講座（環境汚染の中の野生動物他）延参加人数139人、○本町分館成人学校（菜園教室）延参加人数883人、○貫井南分館成人学校（江戸野菜に親しもう）延参加人数774人、（植物観察）延参加人数20人（滝めぐり）延参加人数20人○東分館成人学校（野川を歩く）延参加人数96人（むかしみちを歩く）延参加人数20人○緑分館成人学校（協働夢農園）延参加人数956人、○本館まちづくり講座（緑あるまちなみをデザインする）延参加人数68人 評価： ○自然体験の講座や菜園教室、江戸野菜などの講座は、本年も人気が高い。また、まちづくりと環境との関わりをテーマとする講座に注目が集まっている。
	体験学習や観察会・講座・講習会を開催する。	講習会等の開催を後援する。	環境政策課	継続	環境団体等の開催する講習会等の後援を行っている。（22年度10件）
1-2 パートナシップ・ネットワークづくり					
1-2-1 環境保全活動のネットワークとコーディネートを進める	環境市民会議等を通じた団体間のコミュニケーション（講座・学習会等の開催）を促進する。	講座、学習会、環境博覧会、施設見学会等を協働で行っている。	環境政策課	継続	環境市民会議と協働で環境に対する取り組みを行っている。
1-2-2 市・市民・事業者の協働を推進する	市民・事業者・行政等との情報共有や意見交換の仕組みを整備する。	取組の一つとして、環境博覧会を開催している。	環境政策課	継続	情報共有や意見交換のできる行事を開催している。
1-2-4 広域的な連携を進める	広域的な環境問題に対応するため他地域と連携する。	各種協議会に参加する。	環境政策課	継続	都や他市との情報交換の場として活用している。多摩川を拠点とした多摩川流域協議会、野川流域連絡会、野川流域環境保全協議会に参加している。
1-3 情報の積極的な活用					
1-3-1 環境情報を収集・整備し、提供する	利用者が活用しやすい環境情報の収集・整備・提供をする。	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課	継続	ホームページ等で情報発信している。

1-3-2 効果的な情報発信を工夫する	市民のライフスタイルの多様化に合わせた効果的な情報発信を検討する。	ホームページ等で情報発信する。	環境政策課	継続	ホームページ等で情報発信している。
1-3-3 情報を行動に結びつけるコーディネートを進める	市内の自然環境や生きものに関する情報を提供する。	湧水調査をし、環境報告書等に記載する。	環境政策課	継続	3箇所実施・年2回6月、12月実施
	環境行動指針を普及、啓発する。	市報等で啓発する。	環境政策課	継続	ホームページに掲載している。また、環境行事での啓発を行っている。
2 緑を守り育てる					
2-1 緑の保全					
2-1-1 永続的でまとまった緑地を保全する	緑の基本計画の推進等によりまとまった緑地を保全する。	国分寺崖線の緑が面的に確保されるように努め、緑と景観、湧水の保全を図られるようにする。	環境政策課	継続	野川流域環境保全協議会の1区・5市で協力し合い、緑と景観、湧水の保全を図っている。
2-1-3 緑の管理と活用を進める	緑の現況に関する調査をする。	基礎データの調査をする。	環境政策課	充実	21年に実施した緑の環境実態調査を参考に、緑の基本計画を改訂
	保存生垣指定や保存樹木指定等の制度を活用する。	保存樹木の内一定規模の巨樹のリスト作成	環境政策課	継続	継続していく。
	宅地開発等指導要綱により緑地を保全する。	まちづくり条例に規定する指定開発事業を行う場合、敷地面積の3%又は6%の緑地・公園を設置する。	まちづくり推進課	継続	平成22年度 3%の公園・緑地設置案件 4件 6%の公園・緑地設置案件 2件 今後も、一定規模以上の事業については、緑地・公園の設置を指導する。
	市民や専門家と連携し、緑地の保全・整備方針を検討する。	緑地保全対策審議会での検討や環境市民会議との連携など多面的な連携を進めていく。	環境政策課	継続	連携を進めていく。

第3章 取り組みの進捗状況

	市民参加（ボランティア）による公園等の管理を普及・啓発する。	清掃、剪定、花壇の維持等をボランティアの協力を得て推進する。	環境政策課	充実	花壇ボランティア 3団体 公園美化サポーター 11団体 剪定ボランティア 1団体
	市民緑地制度の活用可能性を検討する。	土地所有者の要望に基づき緑の基本計画の緑地の保全の施策に沿うものを検討する。	環境政策課	検討	緑の基本計画に基づき制度化を検討する。
	雑木林の保全に努める。	公共緑地として保全に協力する。	環境政策課	継続	継続していく。
2-2 緑の創造					
	公園整備事業により緑地を確保する。	公共緑地として保全に協力する。	環境政策課	継続	学芸大学と共同で大学の接道緑化を行った。
2-2-1 新たな公園緑地等を確保する	沿道や遊歩道などの植栽や街路樹など連続性をもたせるようなまちづくりをする。	都市計画道路の整備に当たっては、歩道に植樹帯等を設け、街路樹を植栽する。	道路管理課	継続	都市計画道路3・4・12（施工延長121m）樹木選定後に植栽する。 都市計画道路3・4・3（施工延長31m）H22年度は植栽部なし
	大型店舗や集合住宅などの駐車場等の緑化を促す。	開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め緑化を促す。	環境政策課	継続	宅地開発等審査会で小金井市環境配慮計画書の内容を審査し、事業者をお願いしている。
2-3 まちづくりにおける農の活用					
2-3-1 農地を保全・活用する	農業の担い手の支援・育成をする。	年間を通じ簿記講習会等を行い、農業経営の効率化を図る。認定農業者となった者から担い手支援を図っていく。	経済課 農業委員会	継続	■簿記講習会 講習会回数：6回 参加人数：延べ24人 ■認定農業者支援 申請数：7農家 予算額：2,500千円 執行額：2,450千円 内容：農業用施設整備事業、農業用機械等導入事業、地産地消・環境保全型農業推進事業

2-3-1 農地を保全・活用する	生産緑地を保全する。	都市計画公園と重複している箇所は、積極的な取得に努め、公園として整備を図る。	環境政策課 経済課 農業委員会	継続	■生産緑地の保全 追加申請数：3件 追加面積：960㎡
	市民と農業者の連携による援農と交流のしくみづくりをする。	平成15年に体験型市民農園を開園。22年には更に1園開園する。	経済課 農業委員会	継続	■体験農園 農園数：2農園 区画数：90区画 面積：4,489.46㎡ 内容：夏作・秋作の農作物の講習会を行い、収穫した農作物は収穫祭を行い、農業者と市民との交流を深めた。
	借地契約等により市民農園を開設する。	園芸を通じ土に親しみ、生産の喜びを味わい、余暇生活の実現に資する。	経済課	継続	■市民農園 農園数：5農園 区画数：311区画 面積：6,546.68㎡ 課題：農園利用希望者が年々多くなっていることから、新たな農園を開園すること。
	環境保全型農業事業を促進する。	バイオマス事業の推進を図る。	経済課 農業委員会	継続	食品リサイクル堆肥の農家での使用推進を図る。
2-3-3 食糧の自給と安全性を確保する	地場野菜の利用・流通支援等により地産地消を促進する。	1日生活教室を通じ、庭先販売の地場野菜を使った料理講習会を開催。地場野菜への興味を促すと共に、新たな作物を小金井のブランドとすることに向けて模索する。	経済課 農業委員会	継続	■料理講習会 開催回数：2回 参加人数：59人 内容：地元野菜を使った料理教室を夏野菜、秋野菜と分け2回開催した。 ■江戸東京野菜、ルバーブ 小金井特産品として農業祭や丼ぶりフェア等様々なイベントを開催し、PRした。

第3章 取り組みの進捗状況

3 地下水・湧水・河川の水循環を回復する					
3-1 地下水・湧水に関する現況把握					
3-1-1 地下水・湧水の現況を把握する	地下水水質の定期的・継続的な調査・監視をする。	定期的な水質の検査により「より安全なおいしい水」を届ける。	水道課	継続	より安全なおいしい水を届けるため、定期的な水質の検査を行った。
	地下水水質の定期的・継続的な調査・監視をする。	定期的な水質の検査をする。	環境政策課	継続	14か所年4回7月・9月・11月・2月
	湧水調査をする。	平成20年度から3か所の湧水調査を行う。	環境政策課	継続	3か所年2回6月・12月に実施
	定期的・継続的なモニタリングを可能にするため市民・研究機関等との連携など必要な仕組みを整える。	環境市民会議や東京都土木技術センターの井戸・湧水調査と連携・協力を行う。	環境政策課	継続	環境市民会議地下水部会と協力し、新しい調査井戸を探す。また、湧水の流量の測定も行っている。
3-1-2 地下水・湧水についての情報を整理・分析・提供する	飲料水や地下水についての情報提供をする。	水質検査の結果を東京都ホームページで公表する。市民からの水質苦情に対する情報提供を行う。	水道課	継続	水道水の放射能測定結果について、3月末より東京都からの情報提供を受け、市ホームページで公表した。また、水源・浄水所等、水道水に関する各種の問い合わせに対応した。
3-2 地下水・湧水の保全					
3-2-1 地下水位を確保する	雨水浸透施設等設置を促進する。	市民に設置の協力をお願いし、昭和63年8月以前の排水設備の届出があった建物を既存建物とし、助成金を交付する。	下水道課	継続	平成23年3月31日現在市全体で雨水浸透施設設置率は、54.9%となっている。引き続き事業を推進する。
	雨水タンクその他の市民・地域の取組の支援・促進をする。	雨水貯留施設設置費補助制度により行う。	環境政策課	継続	平成22年度10件・233,370円

3-2-2 地下水脈の分断を防止する	地下水及び湧水を保全する条例に基づく地下水影響工事に係る書類提出の仕組みの整備と運用する。	提出された書類に基づき地下水保全会議の意見を聴き、必要に応じて地下水への配慮を求める通知を行う。	環境政策課	継続	開発に係る工事には、小金井市地下水及び湧水を保全する条例を周知している。
3-2-3 地下水質を保全する	地下水質の監視をする。	井戸14地点湧水1地点の水質を年4回測定する。	環境政策課	継続	14か所年4回7月・10月・12月・2月
3-3 河川環境の保全					
3-3-2 河川水質を保全・回復する	合流式下水道を改善する。	雨水吐き室にきょう雑物などの除去装置等を設置し、越流水の水質を監視する。	下水道課	継続	除去施設等の設置については全11か所中平成22年度末までに9か所が設置済みとなる。(雨水吐き室の改修含む)平成23年度中に残2か所についても、東京都流域下水道本部にて施行予定されていて、事業は順調に推移している。
3-5 水の循環的利用					
3-5-1 節水を進める	日常生活や事業活動における節水の啓発をする。	市報・ホームページ・水道週間行事等で啓発する。	水道課	継続	水道週間(6月)に、「水道なんでも相談」及び「梶野浄水所見学」を実施した。
	節水型機器・製品の普及促進をする。	節水コマ無料配布	水道課	継続	水道課窓口や水道週間行事会場で、希望者に無料配布した。
3-5-3 地下水の適正利用を進める	災害時利用のための井戸の管理	防災井戸や災害用井戸を適正に管理する。	地域安全課	継続	継続していく。
3-6 市民等の啓発と連携					
3-6-1 情報収集や保全活動を連携して進める	地下水や湧水のモニタリングや学習活動を協働して進める。	環境市民会議による地下水・湧水のモニタリングや環境講座を支援する。	環境政策課	継続	環境博覧会で、年間の測定を発表している。

第3章 取り組みの進捗状況

4 自然環境を一体的に保全する					
4-2 生物の多様性の保全					
4-2-1 生態空間を保全・創造する	湧水地生態系を調査する。	湧水地の生き物の調査を行う。	環境政策課	実施	3か所年2回6月・12月に実施
	ビオトープを学校と地域市民と協働してつくる。	野川自然再生事業を都で行う、ほか小学校で行う。	環境政策課	継続	野川調節池で、自然再生の取り組みを行っている。
5 公害を未然に防止する					
5-1 公害対策					
5-1-1 大気汚染対策を進める	工場・指定作業場に対する排出抑制のための設備改善・設置助成をする。	小金井市小口事業資金融資あっせん制度により利子の一部を補助する。	経済課	継続	「特別設備資金」のあっせん。申込0件
	公用車等に低公害車の導入を促進する。	車両の買い換えの際などに環境負荷の少ない車両を購入するよう指導する。	環境政策課	継続	グリーン購入基本方針に基づき環境配慮を考慮した購入を呼び掛けています。また市長・議長公用車は所有せず、委託仕様書に低公害車を使用することを明示し実行している。
	公共交通や徒歩・自転車への転換促進をする。	CoCoバスの運行による自家車運転抑制	交通対策課	継続	市民や利用者等の意向を把握するためアンケート調査を実施した。
	駐輪場の整備・駐輪台数の確保（レンタルサイクルを行い自転車の有効利用を図る）	JR中央線の、高架下を利用する。	交通対策課	検討	JR中央線の高架下利用について、JRと協議を実施した。
5-1-2 水質汚染対策を進める	工場・事業所への水質規制をする。	法等に基づく排水の監視及び立入検査を実施する。	下水道課	継続	継続していく。

5-1-3 土壌・地下水汚染対策を進める	化学物質の適正管理を促進する。	使用している事業所に報告を求める。	環境政策課	継続	化学物質を使用している事業所に報告書提出を促す。
	除草剤の適正使用を指導する。	市民等に広報を行う。	環境政策課	実施	平成22年度にホームページ掲載
	低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	残留農薬検査に対し補助を行い、低農薬で安全な作物の生産を推奨する。	経済課 農業委員会	継続	■残留農薬検査 検体数：20検体 内容：ウリ科の作物の土壌検査を行った。
5-1-4 その他の生活環境保全対策を進める	地区計画制度、建築協定によるまちづくりを推進する。	まちづくり条例により、地区計画制度、建築協定の作成手続等の支援を行う。	まちづくり推進課	継続	平成22年度 地区まちづくり準備会認定 1件
	苦情処理・相談機能を充実する。	研修参加等により情報収集に努め相談等の充実を図る。	環境政策課	継続	苦情・相談件数：22年度94件
5-2 有害化学物質対策					
5-2-1 化学物質を適正管理する	教室等公共施設のシックハウス状況の調査測定・改善をする。	机・椅子・コンピュータ等の備品購入の際、調査測定をする。	学務課 保育課	継続	大型テレビを設置した教室やリース満了によるパソコン入替のあった学校のパソコンルームについて、ホルムアルデヒドVOC検査を行った。今後も引き続き、改修工事箇所や大量備品購入・入替等の場合は検査を行っていきたい。(学務課)
	適正管理化学物質に係る指導をする。	使用している事業所に報告を求める。	環境政策課	継続	都条例に基づく届出は22件 市条例に基づく届出は5件
	PRTR法や環境確保条例に基づく情報提供をする。	ホームページによる情報提供を検討する。	環境政策課	実施	平成22年度にホームページ掲載

第3章 取り組みの進捗状況

5-2-1 化学物質を適正管理する	化学物質に関するデータベースの整備活用と市民等への情報提供をする。	ホームページによる情報提供を検討する。	環境政策課	実施	平成22年度にホームページ掲載
	化学物質の環境リスク情報の公開をする。	ホームページによる情報提供を検討する。	環境政策課	実施	平成22年度にホームページ掲載
	アスベスト排出等作業届出受付と現場立会いをする。	届出受付は2,000㎡以下の場合のみ行う。	環境政策課	継続	平成22年度の届出は4件
	放射能測定	食品の放射能測定を希望する市民に対し、市と協定を結んだ団体が測定する。	経済課	継続	測定件数78件 一般市民49件 給食関係29件
5-3 ヒートアイランド対策					
5-3-2 緑地や水面を確保する	屋上緑化・壁面緑化を進める。	各小・中学校を対象に行う。	庶務課	継続	平成18年度に緑小学校で壁面緑化 夏場における教室内の気温低減という効果が確認されるものの、窓からの採光が減少するため蛍光灯を増設
	校庭の芝生化を進める。	各小・中学校を対象に行う。	庶務課	実施	平成20年度に小金井第二小学校校庭を芝生化(4,373㎡) 平成22年度に本町小学校校庭を芝生化(3,460㎡)
5-3-3 建物敷地・道路・建築物のコンクリートやアスファルト舗装を見直す	透水性舗装など道路舗装を進める。	歩道の透水性舗装・浸透ますの設置を行う。	道路管理課	継続	改良施工面積86㎡
6 小金井らしい景観をつくる					
6-1 小金井らしい景観の確保					
6-1-1 小金井らしい景観を保全する	市民と景観形成を考えていく。	まちづくり条例の諸制度の周知に努める。	まちづくり推進課	継続	特になし

6-1-2 まちの美化を進める	ポイ捨ての防止などの普及啓発・環境美化を推進する。	不法投棄厳禁・路上喫煙及びポイ捨て禁止等の啓発キャンペーンを行う。	ごみ対策課	継続	不法投棄が頻発する箇所に看板を設置し、警告を促す。また、希望する市民には各種警告看板を配布し、適宜活用してもらう。
	ごみ出しマナーの向上に向けた普及啓発をする。	ごみ出しマナーを「ごみ・リサイクルカレンダー」や市報等に掲載し、ごみ減量啓発活動を行う。	ごみ対策課	継続	カレンダーや市報での掲載で継続的にマナー向上を呼び掛け、ごみの適正排出を促す。
	屋外広告物のマナーの向上に向けた普及啓発をする。	パンフレットを作成し配布する。	道路管理課	実施	除却件数：540件（内訳 はり紙421枚、はり札116枚、立看板3枚）
	アダプトプログラムを進める。	市民と市がお互いの役割分担を定め両者のパートナーシップのもとで、事業を行う。	企画政策課 環境政策課 道路管理課 ごみ対策課	継続	8の団体及び個人により市道等の清掃が継続して行われており、会員数が276名に達した。今後は掃除の取組がされていない市道で取組む団体と合意し、活動域を広げたい。（道路管理課）
6-2 歴史的・文化的遺産の保全					
6-2-1 歴史的・文化的遺産を保全・継承する	玉川上水・五日市街道等の歴史的風致の保全について情報提供や親しむ機会を作る（国指定史跡玉川上水及び名勝小金井桜の保全）	文化財センターで企画展を開催することや文化財めぐりで現地を見てもらう。	生涯学習課	継続	企画展2回、史跡めぐり1回実施
	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	緑地保全については、関係課と相互の調整を図る。農地については、法に基づく適正な肥培管理を促す。	経済課 農業委員会	継続	■農地パトロール 実施期間：5月～10月 対象農地：市内全域 内容：地区の担当委員によるパトロールを実施、管理不十分農地に指導や指摘を行い改善を促した。

第3章 取り組みの進捗状況

	農地・屋敷林・社寺・ハケの緑地の保全をする。	制度を活用した保全を図る。農地・屋敷林等について相互の調整を図る。	環境政策課 農業委員会	継続	制度を活用した保全を図り、農地・屋敷林等について相互の調整を図る。
	歴史的・文化的遺産についての情報や親しむ機会を提供する。	文化財センターでの展示、各種講座、文化財めぐり等の実施	生涯学習課	継続	企画展2回、文化財講演会、古文書講座、史跡めぐり各1回実施
6-2-2 歴史的・文化的遺産をまちづくりに活かす	水田・用水路復活として自然再生事業を支援する。	野川流域連絡会、野川第一調節池・第二調節池自然再生協議会の支援を図る。	環境政策課	継続	野川第一調節池での野川自然再生事業の促進
6-3 環境と共生する都市づくり					
6-3-1 環境に配慮した都市整備を進める	駐輪場の整備をして自転車利用のまちづくりをする。	慢性的に駐輪場が不足している状態で、空いている土地もないためJR中央線の高架下利用を検討する。	交通対策課	継続	JR中央線の高架下利用について、JRと協議を実施した。

6-3-2 環境に配慮した施設の整備を進める	環境に配慮した建物の整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。	開発における工事には、小金井市環境配慮計画書の提出を事業者に求め推進していく。また公共施設の建設・改修工事には、環境に配慮した物や省エネルギーの電気機器等、また、多摩産木材を使用するよう推進する。	環境政策課	継続	宅地開発等審査会で小金井市環境配慮計画書の内容を審査し、事業者をお願いしている。
	環境に配慮した建物の整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。	雨水を活かしたまちづくりのため雨水浸透ます及び雨水貯留槽の設置を推進する。	下水道課 環境政策課	継続	雨水貯留施設設置費補助制度 平成22年度：20件
	環境に配慮した公共施設整備促進（省資源・省エネルギー・雨水浸透・雨水利用・緑化・自然エネルギーの活用など）をする。	公共施設の建設・改修工事には、環境に配慮した施設整備を促進する。	建築営繕課	継続	①さくら保育園冷暖房機改修工事（冷暖房設備（省エネタイプ）GHP（ガス）保育室（0,1,2才）事務室・遊戯室・休憩室・休憩室（2）②第一小学校特別支援学級冷暖房設置工事（冷暖房設備（省エネタイプ）EHP（電気）③第三小学校音楽室冷暖房設置工事（冷暖房設備（省エネタイプ）GHP（ガス）音楽室④本町小学校多目的室冷暖房機設置工事（冷暖房機（省エネタイプ）GHP（ガス）多目的室⑤第二中学校特別支援学級冷暖房設置工事（冷暖房機設備（省エネタイプ）EHP（電気）⑥東小学校太陽光発電設備設置工事（太陽光発電12.6kwソーラーパネル70枚（180w/1枚）*教室照明5教室分、冷暖房2～3教室分

第3章 取り組みの進捗状況

7-1 ごみを出さない					
	簡易包装や量り売りの励行等による包装材の削減、ノーレジ袋デーの実施によるマイバッグ持参の奨励等を行う。	リサイクル推進協力店認定制度をPRし事業者と市民が協働して実現するよう啓発する。	ごみ対策課	継続	平成22年度末現在8店舗認定。今後も認定店拡大に努める。
7-1-1 ごみになるものは作らない・売らない・買わない	分別等の指導による事業系ごみの減量及び資源化	事業所のごみ排出状況調査と指導を行う。	ごみ対策課	継続	事業所へのごみ減量と資源化について指導を継続。
	ごみにならない製品選択についての情報提供をする。	市報ごみリサイクル特集号、市ホームページ等で行う。	ごみ対策課	継続	引き続き、市報・ホームページ等での周知を行う。
	マイバッグ持参の奨励	スーパーの店頭や駅頭において啓発用グッズを配付しマイバッグ持参を奨励する。	経済課	継続	武蔵小金井駅南口周辺で実施啓発物品1500個配布
7-1-2 ライフスタイルを変える	ごみを出さないライフスタイルの普及啓発、ノーレジ袋デーの実施	市報ごみリサイクル特集号、市ホームページ等で普及啓発を行い、またノーレジ袋デーキャンペーンを実施する。	ごみ対策課	継続	市報・ホームページにて生活スタイルの見直しによるごみの発生回避、発生抑制を啓発する。また、ごみゼロ化推進員によるノーレジ袋キャンペーンを実施し、レジ袋の削減・マイバッグの促進をPR。引き続き定期的にも実施予定。
7-2 資源循環の推進					
7-2-1 リユースを進める	リユース（再利用）できる製品や取り扱っている販売店（リサイクル協力店）に関する情報提供をする。	市報ごみリサイクル特集号市ホームページ等で行う。	ごみ対策課	継続	フリーマーケットの開催や出店募集の掲載などで、不要品の再利用を促進する。

	市報によるごみ減量及び資源化の啓発をする。	市報ごみリサイクル特集号にごみの処理量や処理経費を掲載し周知する。	ごみ対策課	継続	市報7月15日号ごみリサイクル特集で、ごみ・資源物の処理量及び廃棄物会計による処理経費を掲載
	環境学習関連資料を提供する。	環境教育にかかわる資料を学校に提供する。	指導室	継続	前年度までに学校へ配布済の環境副読本CDを活用するための消耗品を学校へ提供した
7-2-3 品目ごとのリサイクルのルート構築と円滑な運用を進める	市民が効果を実感できるリサイクルのあり方を検討する。	家庭で、不用となった品物を必要な方に有効活用していただく、不用品交換コーナーを設置する。リサイクルバザーや食器リサイクル事業を実施する。消費者団体を支援し、再利用・再資源・省資源化を推進する。	経済課	継続	不用品交換コーナー（常設）登録件数58件、成立15件 リサイクルバザー・食器リサイクル事業 毎月第3木曜日実施 リサイクルバザー出展者106人・利用者436人 食器リサイクル利用者489人・回収量2155,8kg おもちゃの病院利用者64人
7-2-4 資源循環に配慮した製品の製造・販売・購入を進める（グリーン購入）	グリーン購入についての普及啓発をする。	ホームページ等を活用し市民に対し普及啓発する。	環境政策課	継続	ホームページに21年度購入実績表を掲載。
	率先したグリーン購入（小金井市グリーン購入基本方針）を推進する。	庁内のグリーン購入実績をホームページで公表し市の取り組みとして報告する。	環境政策課	継続	ホームページに21年度購入実績表を掲載。

第3章 取り組みの進捗状況

7-3 適正な処理					
7-3-1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処理・最終処分を目指す	廃棄物処理の環境負荷削減など廃棄物の適正処理の取組をする。	プラスチックごみのケミカルリサイクル化や金属類の再資源化による埋立て量の削減をする。	ごみ対策課	継続	平成22年度埋立処理量 134 t 平成22年度総資源化量 13,210 t
	収集車両による環境負荷を削減する。(ディーゼル車から天然ガス車及びアイドリングストップ装置装着)	車両の買い換えの際などに環境負荷の少ない車両を購入する。	ごみ対策課	継続	平成22年度においては収集車両(塵芥車、貨物トラック等)の購入実績なし。
7-3-3 新たな処理・処分施設のあり方を検討する	新ごみ処理施設(平成29年4月稼働予定)の建設計画を実施する。	平成22年3月31日付けで、新ごみ処理施設の建設場所を「二枚橋焼却場跡地」に決定したことに伴い、建設実現のために不可欠な2点の課題(関係市のご理解・ご協力を得ること及び周辺住民との信頼関係の構築を図ること)の解決に取り組む。	ごみ対策課	継続	平成22年5月15日に周辺住民を対象とした新ごみ処理施設についての説明会を実施した。引き続き建設実現のために不可欠な2点の課題(関係市のご理解・ご協力を得ること及び周辺住民との信頼関係の構築を図ること)の解決に取り組む。
7-4 有機系廃棄物の循環利用					
7-4-1 生ごみの肥料化・堆肥化を進める	生ごみ肥料化対策による生ごみの資源化を促進する。	生ごみを肥料化し、燃やすごみを減量する。	ごみ対策課	継続	市内市立保育園及び小中学校に設置している生ごみ処理機での乾燥物の生成。市内全域での戸別回収及び市内11ヵ所での拠点回収による一般家庭からの乾燥物回収。
	生ごみ処理機器などの資源化機器の普及を図る。	生ごみを減量するための機器を購入した人に補助金を支給する。	ごみ対策課	継続	平成22年度交付実績 電動式318台、コンポスト容器7台、事業用3台

7-4-2 剪定枝等の資源化を進める	学校等樹木の剪定・枝葉資源化事業をする。	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	学務課 保育課	継続	学校樹木の剪定業者が剪定枝葉をチップ化した。また、チップマシーンを賃借し、学校で剪定した枝葉をチップ化した。(学務課)
	公園・街路樹等の剪定・枝葉の利用をする。	剪定枝のチップ化を行い、緑のリサイクルに努める。	環境政策課	継続	継続していく。
	公園・街路樹等の剪定・枝葉の利用をする。	街路樹の管理委託業者に、発生した枝葉等は自らリサイクル(チップ化等)に努めるように指示する。	道路管理課	継続	再利用が出来る施設に搬入するよう指示している。
	公園の枯葉を堆肥にして、農家に提供する。	緑のリサイクルをする。情報の共有化を図る。	環境政策課 農業委員会	未実施	
	家庭から出る剪定・枝葉を資源化する。	剪定枝・落葉・雑草を堆肥化し燃やすごみを減量する。	ごみ対策課	継続	平成22年度実績 約119t 平成23年度以降は回収範囲を拡大し、継続。

第3章 取り組みの進捗状況

8 地域から地球環境を保全する					
8-1 地球温暖化の防止					
8-1-1 地球温暖化防止計画を策定する	地球温暖化対策実行計画（市役所版）を推進する。	庁内の温室効果ガスを削減する。	環境政策課	継続	平成22年度に、小金井市地球温暖化対策実行計画を改定
8-1-2 エネルギー利用に伴う環境負荷を削減する	電気・ガスの節約をする。	庁内の電気・ガスを節約する。	全課	継続	平成22年度は記録的な猛暑の影響で冷房使用量が多く、電気使用量は前年度比3.1%増だったが、平成22年7月の貴井北町分室の建物解体工事に伴い、ガス使用量は34.34%減、水道使用量は25.72%減と大幅減となり、環境負荷を削減することができた。（管財課） 昼休みの間、照明を消して電気を節約した。（広報秘書課） 課の全員が退出する際には、電気を消すように心掛けている。（市民税課） 階段の利用やブラインドを工夫するなど、節電に努めた。また、昼休み中は執務室の奥半分を消灯している。（介護福祉課） OA機器・電灯を必要に応じ点灯・消灯する等、節約に努めた。（子育て支援課） 昼休みは消灯している。（まちづくり推進課） 小中学校に夏期の電力需給対策を考案してもらい、15%カットに取り組み一定の効果を上げた。光熱使用量計測モニターを活用し、節電を意識している。（学務課） 昼休みの消灯等により節約（会計課） ブラインドの工夫や昼休み消灯等の節電に努めた。（区画整理課）
	水を節約する。	庁内の水を節約する。	全課	継続	必要最小限の利用に留め、節水に努めた。（全課） 環境行動チェックリストに基づき遵守した。（全課） 水道使用量が基本使用料金以内に収まるよう、節水に努めている。（区画整理課）

	エネルギーを削減するライフスタイルを普及啓発する。	環境行動指針のチェックシートを活用する。	環境政策課	継続	市のホームページ等で周知を図る。
8-1-3 エネルギーを創出する(新エネルギー、自然エネルギー)	公共施設への新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入に努める	太陽光発電等を導入する。	関係各課	継続	新しい公共施設を建設するときは、新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入を各課にお願いしている。
	住宅に対する新エネルギー・自然エネルギー利用設備の導入助成(小金井市増改築資金あっせん制度)をする。	自己の居住する家屋の増改築、太陽光発電設備等の設置を行う方に、その資金の一部を融資のあっせんをする。	まちづくり推進課 環境政策課	継続	平成22年度 新規 1件 継続 5件
	再生可能なエネルギーの導入を促進する。	公共施設に太陽光発電・風力発電を設置する。	関係各課	継続	グリーンカーテン・電灯のセンサー化の推進(介護福祉課・本町高齢者在宅サービスセンター)
8-1-5 エネルギー削減を目指したまちの仕組みを整える	地球温暖化対策地域推進計画を作成する。	平成20年度完成予定の市域の温室効果ガス排出量算定手法をもとに21年度中に計画を策定する。	環境政策課	実施	平成21年度、小金井市地球温暖化対策地域推進計画を策定した。
8-2 オゾン層の保護					
8-2-1 フロン類を適正回収する	オゾン層保護に関する啓発をする。	市民・事業者にもフロン類の適正な回収について広報を行う。	環境政策課	継続	継続して周知を図る。
8-3 その他の地球環境保全					
8-3-1 地球環境破壊につながる行動を見直す	市民や事業者が行動を見直すための情報提供をする。	環境行動指針を提供する。	環境政策課	継続	市のホームページ等で周知しています。
8-3-2 熱帯林の保護	多摩産木材を利用する。	多摩産木材を使用するよう促進する。	建築営繕課 環境政策課	継続	公園のベンチの修繕に使用

第3章 取り組みの進捗状況

環境基本計画の体系に沿った取り組みを行っていくため、各課から計画の取り組み状況を報告してもらい、検討課題、自己評価をしています。また、今回お示ししている各課からの環境保全実施計画が、まだ計画の段階にあるものもあります。